

# CIA試験参考問題の研究

## 第1回

### PART II 内部監査の実施

## アンケート手法

C I Aフォーラム関西研究会No.8

公認内部監査人（C I A）資格認定試験に対してどんな勉強をしたらいいのかという声を耳にする。当研究会ではその声に応え、C I A資格認定試験の研究を行い、もって内部監査人の教育、研修に資することとする。昨年度は、「C I A試験参考問題集2004」（日本内部監査協会）から「Part II 内部監査の実施」（100題）を研究対象とし、研究会を行った。

今回から計4回にわたり、同問題集のPart IIから1題取り上げ、そのポイント及び内部監査実務での活用方法を解説していく。

### 1. 問題のポイント

**問題38** ある内部監査人がコントロール手続に対する従業員の態度を調査するためにアンケートの作成を考えている。このアンケートを作成する上で、最も重要でない評価規準は、次のどれか。

- a. 回答者にわかりやすいような表現で質問を作成すべきである。
- b. 意図したとおりのものが測定されるよう質問は正確に表現されているべきである。
- c. 回答率を上げるために、アンケートの長さは最小限とすべきである。
- d. 「いいえ」の回答が問題の所在を示す形で質問の言い回しを考えるべきである。

**【正解】** d

**【解説】** アンケートを通じて監査人が確認した

いのは、コントロール手続に対する従業員の態度であり、それは忌憚のない実態であることが必要である。問題の所在を検討するのはアンケート結果を確認した上での分析手続実施時でよい。忌憚のない実態がわかるためには、

- 多数の回答がもらえ、回答に偏りがでないようにする。（選択肢：c）
- その実態が目に見えぬ。
- 質問を具体的で正確なものにする。（選択肢：a, b）

問題集の回答の解説には、「リッカート尺度」なる質問の方法の記載があるが、これはどんな方法であろうか。本（専門書）に当たるよりは、まずは、Webサイトに当たることも考えられる。

『ウィキペディア（Wikipedia）フリー百科事典』での記載例（Webサイト）

リッカート尺度（英：Likert scale）とは、アンケートなどで使われる心理検査的答尺の一種であり、各種調査で広く使われている。リッカート尺度では、提示された文に回答者がどの程度合意できるかを回答する。その名称は、この尺度の利用に関する報告を出版した Rensis Likert に由来する（Likert, 1932）。

＜リッカート尺度を使った質問例＞  
アイスクリームは朝食に適している

1. 全く同意できない
2. 同意できない
3. どちらともいえない
4. 同意できる
5. 非常に同意できる

リッカート尺度は二極尺度手法であり、その文に対する肯定的反応や否定的反応を測るものである。場合によっては中間の選択肢である「どちらともいえない」を省いて、必ず肯定か否定を選ばせる場合もある。リッカート尺度は、何らかの要因により結果に歪みを生じることがある。回答者は極端な選択肢を避けようとする傾向があり、提示された文に

同意したがる傾向があり、自分や組織をよく見せようとする傾向がある。

出典：「リッカート尺度」『フリー百科事典ウィキペディア日本語版』（<http://ja.wikipedia.org/>）。2008年8月5日14:40

更にURLでは通常、上位ページにて上位概念を、下位ページにてより詳細な情報を効率的に入手することができ、「アンケート手法」と大きく検索することで、体系的な情報にアクセスすることもできる。

参考URL：<http://shakosv.sk.tsukuba.ac.jp/~ishii/education/survey20011015.html>

## 2. 内部監査実務への活用

### ① アンケート作成方法

実態が反映される、回答しやすい、後で集計して分析しやすい等が求められるが、そのすべてを反映したアンケートを作ることは難しい。

選択式では回答しやすい、集計しやすいという利点があるものの、

- ・「その他」の回答が多いと実態がわからない。
- ・意識を調査するときに、「特に意識していない」の選択肢を設けないと、強いて出した意識が集計されてしまう。

等の問題がある。一方、記述式では回答者の実態が反映される反面、

- ・回答者の負担が大きい
- ・後の集計作業が困難

等の問題がある。

上手に選択肢を作り、記述式を極力減らすことが肝要ということになるのであるが、現在では集計作業が容易なインターネット・アンケートを自動的に作成できるツールもある。これを上手に活用する手もあるようだ。

### ② 内部監査での利用

下請代金支払遅延等防止法（下請法）の遵守状況把握のためのアンケートについて考えてみよう。

**Q 1.** 下請法による親会社の義務と禁止事項を知っている。

1. すべて知っている。
2. 少し知っている。
3. 知らない。

**Q 2.** 当社は下請法の遵守はできていると思う。

1. できていると思う。
2. 十分ではないができていると思う。
3. できていない。
4. わからない。

内部監査人はこのアンケートを購入担当者に行い、Q 1→1、Q 2→1の回答を望むのであろうか。通常企業では、担当者が関連する法令を把握し、法改正にあわせ、その知識を更新することは困難であることを踏まえ、下請法の知識がなくとも下請法違反とならないように、口頭注文禁止など、業務ルールを定め、その業務ルールを守ることで法令遵守が自然と行われるようにコントロールしていることが多い。だから、Q 1→3、Q 2→4であっても問題が生じているとはいえない。Q 1→1、Q 2→1を望む必要はないといえる。

アンケートを行うのであれば、購買部門の責任者に、

**Q 3.** 下請法遵守のため、どのような業務ルールを作成しているか。

といったコントロールの方法を問う記述式アンケートがよいであろう。これでも下請法を遵守する方法はつかめても、その方法がすべてであるかは不明であるし、意図されたとおり遵守されているかどうかはわからない。遵守状況把握にはアンケートではなく、注文書、納品書、支払データ等の閲覧、照合が必要である。

内部監査人は、監査対象とする業務につき、その結果を直接的に把握できるのであれば、それが一番よく、またそうすべきである。

アンケートは主として、

- ・事実を確認するのではなく、事実に対する当人の認識、意思を確認する
  - ・監査の事前準備として概要把握、リスク評価を行う
- 場合に使用することが多い。

## &lt;CIAフォーラム関西研究会No.8メンバー&gt; (敬称略・氏名50音順)

池井 正洋	川崎重工業(株)	藤尾 善則 (座長)	グローリー(株)
榎本 成一	あずさ監査法人	前田 昌男	古野電気(株)
奥村 裕司	監査法人トーマツ	舛田 忠士	東洋興業(株)
亀川 節	(株)三菱東京UFJ銀行	水田 孝憲	大阪ガス(株)
空手 宏樹	帝人(株)	南 里美	監査法人トーマツ
高橋 敏哉	(株)三菱東京UFJ銀行	八木 克巳	グローリー(株)
久木 治男	大阪ガス(株)		

## 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究センター主催 「第3回公開シンポジウム」開催のご案内

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科が設置した会計プロフェッション研究センターでは、2009年1月10日に「わが国会計基準の進むべき道—国際会計基準（IFRS）の受入れ（アドプション）へのマイルストーン—」をテーマに公開シンポジウムを下記の要領で開催します。参加を希望される方は、直接下記までお申し込みください。

**日 時：**2009年1月10日（土） 14：30～17：40 （開場：14：00）

**場 所：**青山学院大学 青山キャンパス ガウチャー・メモリアル・ホール

\*参加費無料、事前申し込みが必要

<プログラム> 開会（14：30～14：35）

司 会：松井 隆幸氏（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）

開会挨拶：青木 茂男氏（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究センター長）

**第一部：特別講演（14：35～15：20）**

「会計基準統一化の動向に対するわが国の対応」（仮題）

井上 俊剛氏（金融庁総務企画局国際会計調整室長）

**第二部：パネル討論会（15：40～17：40）**

「わが国会計基準の進むべき道

—国際会計基準（IFRS）の受入れ（アドプション）へのマイルストーン—」

パネリスト：山田 辰己氏（国際会計基準審議会理事）／西川 郁生氏（企業会計基準（順不同）委員会委員長）／阿部 泰久氏（社）日本経済団体連合会経済第二本部長）

／木下 俊男氏（日本公認会計士協会専務理事）

コーディネータ：橋本 尚氏（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）

※申込み先：青山学院大学ホームページ <http://www.aoyama.ac.jp/>